

学校運営協議会規則案について

高校教育課

1 制定の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 5 の規定に基づき、長野県立学校に学校運営協議会を置くため必要な規則を制定する。

2 制定の内容

別紙規則案のとおり。

なお、規則の制定に伴い、長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則（昭和 53 年長野県教育委員会規則第 4 号）について所要の改正を行う。

3 施行期日

公布の日

学校運営協議会規則

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の5第1項の規定により、長野県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の所管に属する学校のうちその指定する学校(以下「指定学校」という。)に学校運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(指定)

第2条 教育委員会は、地域住民及び保護者の学校運営への参画の促進及び学校との連携の強化を進めることにより、地域住民及び保護者と学校との信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善及び児童又は生徒の健全育成を図るとともに、地域に開かれた学校づくりを進めることができることを認めるときは、前条の指定をすることができる。

2 校長は、前条の指定を受けようとするときは、別に定めるところにより、教育委員会に指定の申請をするものとする。

3 前条の指定の期間は3年とし、再指定を妨げないものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 学識経験者

(4) 関係行政機関の職員

(5) 当該指定学校の校長

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

3 指定学校の校長は、委員にふさわしい者を推薦することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定学校の指定の期間が満了したとき又はその指定が取り消されたときは、委員はその身分を失う。

(秘密保持義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(解任)

第6条 教育委員会は、委員たるにふさわしくない非行があったときその他特別の理由がある場合は、任期中であっても、委員を解任することができる。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員が互選する。ただし、当該指定学校の校長は、会長となることができない。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第8条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議会の承認を得なければならない事項)

第9条 法第47条の5第3項に規定する教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 学校の運営計画に関する事項

(2) 学校の組織編成に関する事項

(3) 学校の予算の編成及び執行に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(意見の聴取)

第10条 協議会は、法第47条の5第4項又は第5項の規定により教育委員会に対し意見を述べようとするときは、あらかじめ、当該指定学校の校長の意見を聴くものとする。

(指定学校の運営状況に関する評価等)

第11条 協議会は、当該指定学校の教育活動その他の学校運営の状況について、少なくとも毎年度1回、評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 協議会は、地域住民及び保護者に対して、積極的に自らの活動状況に関する情報提供を行うものとする。

(指導及び助言)

第12条 教育委員会は、協議会の運営状況に関して的確な把握を行い、必要な指導及び助言をするものとする。

2 教育委員会及び指定学校の校長は、協議会が適切な活動を行うことができるよう情報提供に努めるものとする。

(指定の取消し)

第13条 教育委員会は、協議会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該指定学校の指定を取り消すものとする。

(1) 協議会としての活動の実態がないとき。

(2) 協議会としての合意形成が行えないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

- (長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部改正)
- 2 長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則（昭和53年長野県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第6の1の長野県教科用図書選定審議会の項の前に次のように加える。

学校運営協議会	法第47条の5の規定による指定学校の基本的な方針の承認並びに指定学校の運営及び職員の任用に関する事項についての教育委員会又は校長への意見の具申に関すること。	高校教育課
---------	--	-------

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則新旧対照表（附則第2項関係）

改正案			現行		
(別表第6) (第38条関係)			(別表第6) (第38条関係)		
1 法律又はこれに基づく政令により設置された附属機関			1 法律又はこれに基づく政令により設置された附属機関		
名称	担任する事務	庶務を行う課	名称	担任する事務	庶務を行う課
学校運営協議会	法第47条の5の規定による指定学校の基本的な方針の承認並びに指定学校の運営及び職員の任用に関する事項についての教育委員会又は校長への意見の具申に関すること。	高校教育課			
長野県教科用図書選定審議会	(略)	(略)	長野県教科用図書選定審議会	(略)	(略)

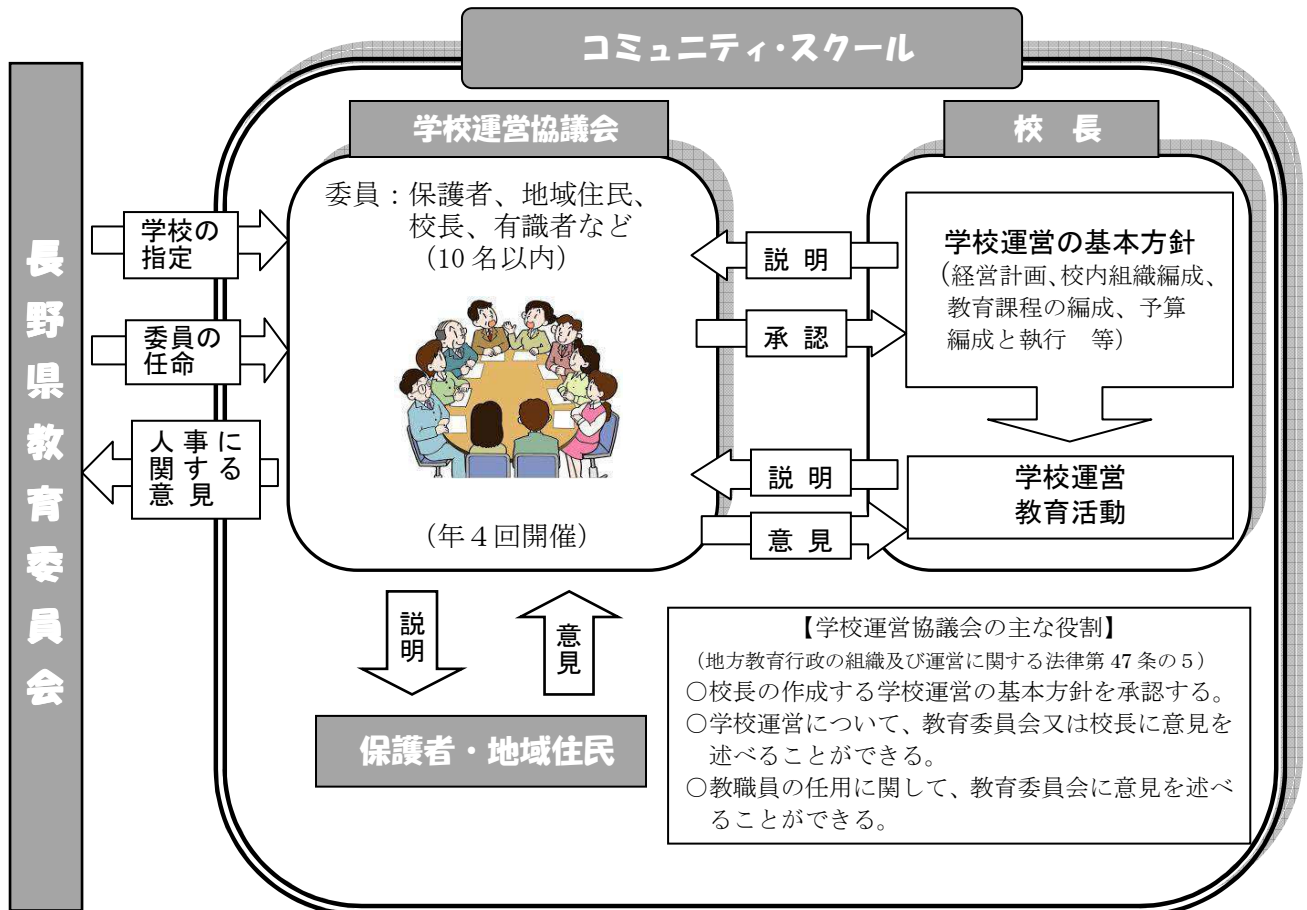
学校運営協議会（コミュニティ・スクール）について

高校教育課

1 概要

学校運営協議会（コミュニティ・スクール）は、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させ、学校・家庭・地域社会が一体となったよりよい教育の実現に取り組むことを目的とした制度。

2 しくみ



3 組織の位置付け

地方自治法第138条の4第3項に基づく教育委員会の附属機関

4 委員の身分について

地方公務員法第3条第3項に規定する特別職の非常勤職員で、教育委員会が委員の任命を行う。

5 今後の予定

平成28年4月以降に白馬高等学校に設置予定